

岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等 に関する総合的なガイドライン



令和8年3月
岐阜県教育委員会

目 次

I 「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定に当たって	
1 これまでの経緯	2
2 「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」策定の趣旨	3
(1) 「改革推進期間（令和5年度～令和7年度）」の成果と課題	
(2) 「改革実行期間（令和8年度～令和13年度）」の方向性	
(3) 本ガイドラインの対象	
3 部活動改革における基本的な方針	5
(1) 「地域クラブ活動では」	
(2) 「学校部活動では」	
(3) 「大会等の在り方では」	
II 「地域クラブ活動の在り方」と「認定制度」	
1 地域クラブ活動の在り方	7
(1) 安全・安心な「認定地域クラブ活動」の環境整備	
(2) 運営	
(3) 管理	
(4) 指導体制	
(5) 配慮事項	
2 地域クラブ活動の認定制度	13
(1) 趣旨	
(2) 想定される認定の効果	
(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）	
(4) 認定されていない地域クラブ活動の取り扱い	
III 学校部活動の在り方	
1 運営	15
(1) 教育活動の一環としての位置付け	
(2) 適切な運営のための体制整備	
(3) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
2 管理	16
(1) 活動時間及び休養日等の設定（再掲）	
(2) 顧問となる教師の負担軽減	
(3) 生徒の健康管理	
(4) 事故の未然防止	
(5) 熱中症事故の未然防止	
(6) 配慮事項	
3 指導体制	19
(1) 部活動指導員及び社会人指導者の活用	
(2) 指導者の資質向上「暴力・暴言・ハラスメント行為の根絶」	
(3) いじめ等の不適切行為の根絶	
4 配慮事項	20
(1) 学校部活動の体制整備	
(2) 関係機関・団体等との連携	
IV 大会等の在り方	
1 生徒の大会等への参加機会の確保	21
2 大会の引率や運営に係る体制の整備	22
3 生徒の大会等の安全確保	22
V 参考資料等	23

I 「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定に当たって

1 これまでの経緯

- 令和2年9月、文部科学省・スポーツ庁・文化庁から通知された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、令和5年度以降、休日部活動の段階的な地域展開（当時は地域移行）を推進する方向性が示された。
- 令和3年10月、国が、運動部活動改革の具体的な方策等を検討するため「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置し、令和4年6月、本検討会議の提言を取りまとめ示した。併せて、令和4年8月、「文化部活動の地域展開に関する検討会議」の提言も示した。
- 国は、上記「検討会議」を踏まえ、令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から3年間を「改革推進期間」と位置付け、休日部活動の段階的な地域展開（当時は地域移行）への方向性を示した。
- 令和5年3月、県は、国のガイドライン策定を受け「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定した。
- 令和5年度から、国による「地域スポーツクラブ体制整備事業（以下「実証事業」という。）」が開始された。休日部活動の段階的な地域展開の取組を進める全国の市区町村に対して、国が必要経費を支援した。県内では、令和5年度24市町村、令和6年度30市町村、令和7年度30市町村が、国の実証事業を活用し、休日部活動の地域展開に係る実証的な取組を実践した。
- 県は、県ガイドライン（令和5年3月策定）の周知及び休日部活動の段階的な地域展開を推進していくため、令和5年度から3年間、県内各市町村担当課を対象に「岐阜県地域クラブ活動推進会議」を年4回開催し、国や県の考え方、県内外の先進事例、各市町村が抱える課題解決の方途等について情報提供を図った。
- 国は、改革推進期間の検証と、令和8年度以降の方向性と国ガイドラインの改訂の内容を検討するため、令和7年6月から11月までに「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を9回開催した。
- 国は、上記「協力者会議」での意見等を踏まえ、令和7年12月、文部科学省として「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）」を策定した。

- 県は、令和7年6月から令和8年2月にかけて「岐阜県中学校部活動及び地域クラブの在り方検討会」を開催し、岐阜県としての「改革推進期間」の検証と、令和8年度以降の方向性について検討を進めた。
- 令和8年3月、県は、上記検討会での議論を経て、令和8年度以降の地域展開の方向性を示す「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）」を策定した。
- 岐阜県教育委員会は県ガイドラインの施行計画期間を令和10年度末までの3年間とし、各市町村及び中学校における進行管理を行うとともに、国の方針や施策及び県の実情を踏まえて見直しを行うこととする。

2 「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」策定の趣旨

- 国ガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」として位置付け、部活動の地域展開の更なる推進が示された。
- 県は、県ガイドラインを策定することにより「改革推進期間」における成果と課題を明らかにし、次期「改革実行期間」の方向性を示す。
- 県ガイドラインは、「改革実行期間」においても、各市町村教育委員会、学校、地域クラブ活動運営団体、スポーツ・文化芸術団体等が、学校や生徒、地域の実情にも配慮しつつ、持続可能で安全安心な地域クラブ活動の実現に向けて、引き続き、活動の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進め、各地域の特色を生かした運営等を行うための一指針を示すものである。

(1) 「改革推進期間（令和5年度～令和7年度）」の成果と課題

【成果】

- ・ 令和7年11月時点において、休日部活動を実施する1,509部のうち、1,386部が地域展開している。地域展開の割合としては91.9%となる。
- ・ 令和4年度から県内6地区にて実施する「地域クラブ指導者育成研修会（以下、「指導者育成研修会」とする。）」の受講者の総数は、令和7年度末時点で、2,245人となる。併せて、岐阜県独自の「受講認定証」受取者総数も、受講者数と同数の2,245人となる。
- ・ 令和6年度に構築した「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」への登録者総数は、令和7年度末時点で、1,155人となる。

【課題】

- ・ 部活動を地域に展開し、地域クラブ活動の整備が進められているが、その地域クラブ活動の管理・運営については、持続可能の側面や安全安心の確保等の側面から、引き続き整備が必要である。運営団体の業務を円滑に遂行するための「事務局の設

置」、生徒・保護者・指導者等へ安全安心を確保するための「市町村による地域クラブ活動への認定制度導入」が求められている。

- ・ 地域クラブ活動を、持続可能な団体に整備する側面から、安定的な地域クラブ運営費の在り方について今後も検討が必要である。地域クラブ活動を運営するために必要な「年間総支出額」を踏まえ、公費負担と受益者負担のバランスについて引き続き実証的な取組を継続する。
- ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるために、各市町村が主体となり、休日部活動の地域展開先となる地域クラブ活動が整備されつつある。学校も、地域と共に生徒を育てるという認識のもと、今後も体制整備を進める「認定地域クラブ活動」と密接な連携と協力が求められる。学校施設の優先的使用や、学校備品の活用、生徒の活動状況の共有等、より一層の連携構築が求められる。

(2) 「改革実行期間（令和8年度～令和13年度）」の方向性

- 国は、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定（令和8年度から令和10年度を「前期」、令和11年度から令和13年度を「後期」としている）。
- 県は、「改革推進期間（令和5年度～令和7年度）」において、各市町村による実証的な取組により得られた事例や考え方の積極的な情報提供及び、3年間で明らかとなった課題の解決に向け、市町村の課題解決のための支援を継続する。
- 県は、「改革実行期間（前期：令和8年～令和10年）」に、重点的に整備を進める内容を以下の2点とする。
 - ・ 「認定地域クラブ活動（実施主体）」を管理運営するための「運営団体の基盤強化」の推進。
 - ・ 「認定地域クラブ制度」導入に向けた環境整備。
- 県は、これまで3年間の各市町村の実践を踏まえ、「改革実行期間」においては、休日と平日を一体と捉えた「生徒の活動機会確保」の観点から、先進事例の情報提供や課題解決のための方策等についての検証を継続して行う。
- 市町村は、「改革推進期間」の進捗状況から、「改革実行期間」のロードマップを作成し、体制整備等を推進する。
- 県及び市町村は、「改革実行期間（前期）」終了時に、改革実行期間の進捗状況等について「中間評価」を行い、「改革実行期間（後期）」に向けた方向性を検討する。

(3) 本ガイドラインの対象

- 本ガイドラインは、県内公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む）及び特別支援学校中学部の生徒の活動を主な対象とする。

- 国立・私立の中学校等や高等学校（特別支援学校高等部を含む）においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めていただきたい。
- ただし「Ⅲ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動全体として対象とするものである。高等学校においては、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

3 部活動改革における基本的な方針

- 「改革推進期間」において県内全ての市町村で整備を進めた地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義^{*}を継承・発展させる活動である。
- 今後整備される認定地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、生徒が生きる力を身に付け、スポーツや文化芸術活動に親しみ、自主性や協調性、責任感や連帯感の涵養等に資する運営や指導を通して、生徒一人一人の個性や能力の伸長を図るものである。
- 「改革実行期間」において整備される認定地域クラブ活動は、地域全体で支えることによる「新たな価値」の創出を目指し、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要や資質・能力を身に付けられるようにする。

※ 学校部活動が担ってきた教育的意義について、国ガイドラインには以下のように記載されている。

【学校部活動が担ってきた教育的意義の例（国ガイドライン7頁）抜粋】

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、努力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

（１）「地域クラブ活動」では

- ・ 「改革推進期間」の中で、休日部活動を地域展開することにより整備された地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる「新たな価値」を創出することが期待される。
- ・ 「改革推進期間」の中で、休日部活動を地域展開することにより整備された地域クラブ活動の活動時間及び休養日等の設定は、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないようすることを最優先とする。そのため、学校との連携は不可欠であり、

定期的な情報共有や連絡調整を行うとともに、学校行事を優先することや定期テスト前には活動を行わないなどの配慮が必要である。

- ・ 指導者は、教育的な指導が望まれることから、原則、指導者資格を有するものとする。日本スポーツ協会や各種競技団体の指導者資格を持ち合わせない指導者については、岐阜県が実施する「指導者育成研修会」への受講を促し、岐阜県独自となる「受講認定証」の取得を啓発する。
- ・ 教師が指導者となる場合は、兼職兼業の許可を得るとともに、本来業務への影響と心身に過度な負担が生じないように配慮することが必要である。

(2) 「学校部活動」では

- ・ 学校の管理下で、学校教育の一環として、教育課程と関連を図った指導を行う。
- ・ 「運営」「管理」「指導体制」等については、これまで県ガイドラインで示してきたことを踏襲する。
- ・ 生徒数の減少、生徒のニーズの多様化、学校の働き方改革等により活動機会の減少が想定される。休日を地域クラブ活動で実施している場合は、休日の地域クラブ活動と連携し、活動機会の確保、指導方針の統一性、生徒の心身の状態等の情報共有に努める必要がある。

(3) 「大会等の在り方」では

- ・ 「改革推進期間」において、休日部活動が地域クラブ活動へ地域展開されてきている現状を踏まえ、大会の主催者は、これまで学校部活動の顧問（教師）が担ってきた運営役員やチームの引率等を、地域クラブ活動の指導者等が行う仕組みに整える必要がある。
- ・ 生徒の発達段階や気温、湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期や場所の設定、運営上の工夫等を必ず実施する。

II 「地域クラブ活動の在り方」と「認定制度」

1 地域クラブ活動の在り方

- 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体の基盤強化を図る。
- 市町村による認定制度の整備により、財政面と体制面の両面から、安定した運営ができる認定地域クラブ活動の構築を進める。

(1) 安全・安心な「認定地域クラブ活動」の環境整備

① 認定地域クラブ活動とは

- ・ 部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技結果を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、「国ガイドライン 別冊

資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村において認定を行う仕組みを構築する。

- ・認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

② 運営団体¹・実施主体²の明確な位置付け

- ・運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブや市町村スポーツ協会、スポーツ少年団、保護者会、文化芸術団体、あるいは市町村が中心となって関係団体と連携を図り運営する組織など多様な形態がある。
- ・組織としての責任を明確にするために、法人格の取得等を進めることが望ましい。
- ・市町村が運営団体となることもあり得るため、地域クラブ活動数が多くなると、運営業務が多様となることから、専門部署の構築をすることが望ましい。

③ 持続可能な運営を目指すため、公費と受益者の負担割合を明らかにしていく実証的取組の継続

- ・認定地域クラブ活動の運営団体は、生徒や保護者、地域住民等に対して、地域クラブ加入説明会の際に、費用等に係る理解を得つつ、活動の維持と運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費³を設定する。
- ・市町村は、認定地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援等の取組を進める。

(2) 運営

- 認定地域クラブ活動は、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるための活動機会を保証し、学校と連携した運営を行う。

① 運営団体・実施主体の基盤強化

- ・市町村は、関係者の協力を得て、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。
- ・運営団体・実施主体は、様々な責任問題や、中学生のスポーツ・文化芸術活動をマネジメントする役割が求められることから、生徒が安全安心に参加することができ、

¹ 運営団体：各地域クラブ活動を統括する団体

² 実施主体：個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

³ 低廉な会費：休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。(令和7年12月26日付けスポーツ庁「令和8年度当初予算(案)への対応について」から抜粋)

保護者も安心して任せることができる地域クラブ活動の体制整備を目指す。

- ・ 県と市町村で整備している、地域展開に係る問い合わせ窓口について、保護者や指導者及び地域の関係者等への周知を継続する。
- ・ 運営団体の基盤強化のための一つとして要綱を作成する。市町村は、運営団体に対して、要綱作成に係る内容等を例示するなど、必要な指導助言を行う。

【地域クラブ活動要綱に明記する内容例】

- ・ 団体の目的に関すること
- ・ 役員（代表、副代表、会計）の選任・解任に関すること
- ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
- ・ 予算・決算の審議・承認に関すること 等

② 関係者間の連携体制の構築

- ・ 県及び市町村は、認定地域クラブ活動の統括を運営団体・実施主体のみに任すことなく、教育委員会、市町村地域スポーツ又は文化芸術活動担当部署などが、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制整備をより充実していくとともに「認定地域クラブ活動」間も相互連携を図っていく仕組みを構築していく。
- ・ 市町村は、教育的意義の継承・発展に努める認定地域クラブ活動の場を確保するために、学校の教育活動以外は、学校施設の優先的な開放に努める。
- ・ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、認定地域クラブ活動の環境整備に対して、市町村等の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働していく。
- ・ 認定地域クラブ活動の多くは、休日部活動を地域展開して整備された地域クラブ活動であることから、学校との関係が切り離されるものではなく、生徒が所属する中学校と連携をしていく。
- ・ 令和6年12月に改訂された学習指導要領解説の中で、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意する。

【学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要】

- 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校中学部）
 - ・ 地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。
- ① 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

(3) 管理

- 成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様な活動に触れる環境を整備することで、バランスの取れた心身の成長ができる環境を整える。

① 活動時間及び休養日等の設定

- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日等を設定する。

【活動時間】

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【休養日】

- ・ 週2日以上以上の休養日を設定すること。

【留意事項】

- ・ 地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、各認定地域クラブ活動が共通で休養日を設けたり、市町村内で共通の休養日を設けたりすることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。
- ・ 今後、地域展開の整備が進む過程において、地域クラブ活動の新たな価値を創出する観点から、生徒が、複数のスポーツ地域クラブ活動へ参加したり、スポーツと文化芸術の地域クラブ活動へ参加したりすることも想定される。このような場合においても、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないことを最優先とする。そのため、週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内となるよう、地域クラブ活動の運営団体及び実施主体が十分配慮すること。
- ・ 国ガイドラインには、以下のように記載されていることにも留意する。

【国ガイドライン「別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」9頁抜粋】

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

② 活動内容

- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の「新たな価値の創出」に向け、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、休日や長期休業中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会の創出を工夫する。
- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、地域のつながりの活性化、地域文化の継承等の観点から、異年齢で多世代が一緒になって活動する場へ生徒が参画できることも工夫する。
- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して積極的に周知する。

③ 保険の加入

- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底すること。
- ・ 市町村は、認定地域クラブ活動の認定要件に保険加入を必ず位置付けること。

④ 配慮事項

- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体には、「生徒の安全・安心の確保」及び「事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止」が求められる。県及び市町村は、認定地域クラブ活動の統括を運営団体・実施主体のみに任すことなく、教育委員会、市町村地域スポーツ又は文化芸術活動担当部署などが、定期的・恒常的な情報共有を行い、緊密に連携する体制整備を整えること。
- ・ 県及び市町村は、国ガイドライン（「Ⅲ・２・（５）生徒の安全・安心の確保」１９～２１頁、「Ⅳ・２・（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」２７頁）の内容について、運営団体や指導者に対する継続的な周知を行う。
- ・ 県及び市町村は、県ガイドライン（「Ⅲ・２・「（３）生徒の健康管理」、「（４）事故の未然防止」、「（５）熱中症事故の未然防止」１７頁～１８頁）の内容についても、運営団体や指導者に対する継続的な周知を行う。

（４）指導體制

- 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運営団体・実施主体の責任者や指導者等が必要に応じた連携を図り、地域の実態に応じた適切な指導體制を整備する。

① 指導者の発掘・マッチング・配置

- ・ 県及び市町村は、関係機関の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、部活動の教育的意義等を理解した者を登録した人材バンクを整備する。今後は、幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援、民間企業等に対する副業制度や柔軟な勤務制度の導入による指導者確保等を検討する。
- ・ 市町村及び運営団体・実施主体は、地域の実情に応じて、指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を確保する等、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備する。

② 指導者の育成

- ・ 県は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会と連携し、指導者確保・育成に向けた「指導者育成研修会」を開催し、持続可能な地域クラブ活動のための環境整備を推進する。
- ・ 「指導者育成研修会」を受講した指導者には、岐阜県独自の「受講認定証」を交付する。
- ・ 「指導者育成研修会」については、効果的な練習方法、スポーツ医・科学、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰、ハラスメントの根絶等から構成されたプログラムとなるよう努め、適宜必要な見直しを図る。
- ・ 県及び市町村は、認定地域クラブ活動の指導者に対しては、公認スポーツ指導者等の指導者資格や、県独自の「受講認定証」を取得するよう周知する。
- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体は、指導者が不適切な指導を行った場合は、解任することができるよう、指導者の委嘱時に承諾書等において確認する。

③ 教師の兼職兼業

- ・ 市町村教育委員会は、国が示す手引き等も参考にし、専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ認定地域クラブ活動での指導を希望する教師が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。その際、本人の意思確認を行い、兼職兼業の手続きを進める。
- ・ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を十分に尊重し、勤務校等における業務への影響の有無、教師の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長への事前確認等も含め、検討して許可する。
- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体は、教師を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師の服務監督を行う教育委員会等及び、認定地域クラブ活動の運営団体は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。
- ・ 指導者が不足する地域においては、教師の指導が必要になることも考えられるため、勤務校等における業務への影響の有無、教師の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、次頁の「手引き」及び「ガイドライン」を参照の上、許可について検討する。

- 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000996750.pdf>



（5）配慮事項

- 「認定地域クラブ活動」の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

① 地方公共団体における総合的・計画的な取組

- ・ 県及び市町村は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得ながら取組を進める。
- ・ 市町村においては、国及び県の方針を参考として、地域の実情に応じた方針等を示す。県は、部活動の地域展開に関する実践・実証事業等の成果を情報提供するとともに、市町村における取組の進捗状況を把握し、必要な支援を行う。

② 平日の活動環境の整備

- ・ 「改革推進期間」において、県内各市町村立中学校の平日における部活動の実施状況は変化している。そのため「改革実行期間」においては、「生徒の活動機会確保」のために、休日と平日を一体的に捉え、地域の進捗状況に応じた取組を推進する。

③ 障がいのある生徒の活動機会の確保

- ・ 県と市町村及び運営団体・実施主体は、障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていく。
- ・ 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を行うこと。
- ・ 学校部活動と認定地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、本人及び保護者の合意の上で障がいの状態や特性等への理解や学校との連携を図ること。

2 地域クラブ活動の認定制度⁴

- 休日部活動の地域展開により整備された地域クラブ活動を、より安全安心で、かつ継続的に運営するため、市町村による地域クラブ活動の認定制度の導入を推進する。
- 市町村における地域クラブ活動に関する公的支援の対象は「認定地域クラブ活動」とする。

(1) 趣旨

- ・ 部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技結果を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、「国ガイドライン 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村において認定を行う仕組みを構築する。
- ・ 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※ 認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

(2) 想定される認定の効果

- ・ 生徒・保護者等に対する市町村による情報提供
- ・ 地域クラブ活動の運営等への公的支援
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可
- ・ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

【認定要件】

- ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ・ 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ・ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- ・ 適切な安全確保の体制が確保されていること

⁴ 地域クラブ活動の認定制度 地域クラブ活動に関する認定制度や概要等は、国ガイドラインに準ずる。詳細については、「国ガイドライン 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」を参照すること。

- ・ 適切な運営体制が確保されていること
- ・ 学校等との連携が適切に行われていること
- ※ 市町村が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられる。地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。

【認定手続等】

- ・ 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村に提出。市町村は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施する。
- ・ 認定の有効期間は、地域の実情に応じて市町村において設定する。
- ・ 認定期間は、最長3年間の範囲とするが、毎年度認定要件についての確認を市町村が実施する。
- ・ 市町村は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- ・ 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
- ・ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

Ⅲ 学校部活動の在り方⁵

1 運営

- 部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

⁵ 学校部活動の在り方 「Ⅲ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動全体として対象とするものである。高等学校においては、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。(県ガイドライン5頁抜粋)

(1) 教育活動の一環としての位置付け

① 部活動の意義

- ・ 部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

② 生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割

- ・ 部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図った指導を行うことにより、生徒に様々な効果をもたらし、生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を担うものである。
- ・ 運動部活動は、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進につながる。文化部活動は、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養につながる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

③ 部活動への参加

- ・ 部活動は同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動に進んで参加できるよう、留意しなければならない。
- ・ 校長は、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(2) 適切な運営のための体制整備

- ・ 県、学校の設置者、校長は、それぞれ、国、県及び市町村のガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定する。
- ・ 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ・ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ・ 目標や活動方針等の設定に当たっては、競技結果の目標設定と併せて、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、こうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。

(3) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・ 部活動に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った活動の構築等を行うこと。その際、特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要となる。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意する。

【学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要】

- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。
《総則編及び保健体育編に記載》
- ・ 部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意する。
《保健体育編に記載》
- ・ 運動部の活動において、レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ・ 運動部の活動において 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮すること。

2 管理

- 成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様な活動に触れる環境を整備することで、バランスの取れた心身の成長ができる環境を整える。
- 顧問となる教師の負担軽減にも配慮する。

(1) 活動時間及び休養日等の設定（再掲）

- ・ 生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、【Ⅱ 「地域クラブ活動の在り方」と「認定制度」】に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日等を設定する。

【活動時間】

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

【休養日】

- ・ 週2日以上以上の休養日を設定すること。

【留意事項】

- ・ 放課後の活動終了時刻は、各学校が生徒の下校時の安全確保ができるよう、日没時刻を考慮して学校が設定する。
- ・ 生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合、文化芸術等の大会・コンクール等を精選し、計画的に参加する。
- ・ 部活動の活動計画は、生徒の家庭や地域の行事等への参加を保障できるようにする。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

- 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/12/20/1399653_01.pdf



（2）顧問となる教師の負担軽減

- ・ 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- ・ 学校の設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。
- ・ 各部活動には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。

（3）生徒の健康管理

- ・ 顧問は、保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果、保護者からの情報提供により、個々の生徒の既往症等の健康状態を事前に把握するとともに、活動中に声を掛け、生徒の反応を見て、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・ 顧問は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習や活動となるよう留意する。

（4）事故の未然防止

- ・ 校長は、けがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するため、全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・ 顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

- ・ 顧問は、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けさせたりして、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。

(5) 熱中症事故の未然防止

- ・ 市町村教育委員会及び校長は、学校の部活動において、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。
- ・ 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。
- ・ 大会等の主催者は、高温や多湿時において、大会等が予定されている場合については、大会の延期や運営の見直し等、柔軟な対応を行う。
- ・ 顧問は、高温や多湿時の広域的な大会等に止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒数の配慮及び健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康に関する管理と教育を徹底する。
- ・ 顧問は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や身体の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(6) 配慮事項

- ・ 学校及び部活動顧問、部活動指導員及び社会人指導者には「生徒の安全・安心の確保」及び「事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止」が求められる。
- ・ 学校の設置者は、国ガイドライン【「Ⅲ・２・（５）生徒の安全・安心の確保」１９～２１頁、「Ⅳ・２・（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」２７頁】の内容について、学校及び部活動顧問、部活動指導員及び社会人指導者に対する継続的な周知及び研修を行う。

3 指導体制

- 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、顧問、部活動指導員、社会人指導者が連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

(1) 部活動指導員及び社会人指導者の活用

- ・ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- ・ 部活動指導員を配置する場合には、教育委員会が地方公務員である非常勤職員として任用し、学校長の指揮命令下で勤務することが必要である。
- ・ 社会人指導者を各部活動に活用する場合には、学校設置者又は校長が、年度ごとに委嘱を行う。
- ・ 社会人指導者の委嘱をする場合には、学校の指導目標及び方針、各部活動の活動目標及び方針、指導計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場

合の対応等について、校長、顧問と外部指導者との間で十分な調整を行い、社会人指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめなどの行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。

(2) 指導者の資質向上「暴力・暴言・ハラスメント行為の根絶」

- ・ 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- ・ 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等だけに任せることなく、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- ・ 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。
- ・ 今後、国において作成する指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教師等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
- ・ こども性暴力防止法に基づき法定事業者として未然防止等の措置を徹底すること。

- 「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



(3) いじめ等の不適切行為の根絶

- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメントや、いじめなどの不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。

4 配慮事項

○ 学校部活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

(1) 学校部活動の体制整備

① 参加の在り方

- ・ 校長は、スポーツや文化芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等部活動の教育的効果から、学校や地域の実情に応じて、生徒全員への参加を勧めるに当たっては、個々の生徒の家庭や地域における活動が優先されるよう十分配慮する。
- ・ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

② 顧問配置の在り方

- ・ 校長は、顧問を配置する際には、教師の校務分掌や、社会人指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、教師にとって適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理が図られる体制の構築に配慮すること。
- ・ 初任者については、教科指導及び研修等を最優先とし、部活動指導が過度の負担にならないように配慮すること。
- ・ 校長は、顧問のなかには、専門的な指導ができずストレスを感じている顧問や、複数の部を掛けもつ必要がある顧問がいることも理解し、配慮ある体制整備を構築すること。

(2) 関係機関・団体等との連携

① 県中体連・県高体連・県高文連・県特体連・県特文連との連携

- ・ 県教育委員会は、県内の運動・文化部活動に取り組む中学生・高校生にとって最大限の教育的効果を生む部活動となるよう、県ガイドラインに示す部活動の在り方やそれに基づく大会の運営等の在り方、体罰・ハラスメント等の根絶を目指した指導の在り方等について、県中体連、県高体連・県高文連・県特体連・県特文連と十分な共通理解を図る。

② 地域との連携

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会、県及び地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県または市町村教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

- ・ 校長は、地域で実施されている同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めるよう配慮する。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する検討を進める。

③ 「認定地域クラブ活動」との連携

- ・ 平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上の休養日を設ける。
- ・ 生徒が、学校部活動と認定地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要があることから、学校と認定地域クラブ活動を運営する運営団体及び実施主体が情報共有できる体制を整えておくこと。

IV 大会等の在り方

- 大会等の成果発表の場においては、学校部活動の参加に加え「認定地域クラブ活動」で参加する生徒のニーズ等に対応した、持続可能な運営体制を構築することを目指す。

1 生徒の大会等への参加機会の確保

- ・ 大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進する。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保する。
- ・ 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、市町村において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、認定地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めること。
- ・ 認定地域クラブ活動の位置付け(学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動)を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、部活動から参加する場合のみならず、認定地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできる⁶ことに留意すること。
- ・ 「地域クラブ活動に関する認定制度」の導入に合わせて、認定地域クラブ活動の確実な参加に向け、大会参加規程を見直すことが考えられる。その際、見直しを円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場を設定することも考えられる。
- ・ 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方や開催回数を見直すこと。

⁶ 学校を出席扱いとできる 「学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」(平成31年3月29日付け文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学校評価及び指導要録の改善等について(通知)」から抜粋)

- ・ 生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障がいの有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施すること。

2 大会の引率や運営に係る体制の整備

- ・ 大会運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、認定地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。
- ・ 大会運営の従事者に対して、市町村教育委員会や認定地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施すること。
- ・ 市町村教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、学校における業務への影響の有無、教師の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認するなど、適切な服務監督を行うこと。
- ・ 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えること。
- ・ 地域クラブ活動の指導者が大会運営に従事する場合、大会運営業務に係る謝金は、地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会主催者側で費用負担について検討する必要がある。

3 生徒の大会等の安全確保

- ・ 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施すること。
- ・ 天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応すること。
- ・ 学校の設置者等は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、生徒が参加する大会等の数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するなどの工夫を行うことも考えられる。
- ・ 対外試合や大会等への参加に際しては、生徒の安全を考慮し、可能な限り公共交通機関を利用すること。
- ・ 会場までの移動手段は、公共交通機関、貸切バスの利用、保護者による現地集合現地解散を基本とすること。
- ・ 遠征等の実施に際しては、運営団体・実施主体が移動距離や移動回数等を十分に検討し、適正な内容となるよう配慮するものとする。

V 参考資料等

《ガイドライン関係》		
1	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン<概要> (令和7年12月 文部科学省)	
2	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン<本文・別冊資料1・別冊資料2> (令和7年12月 文部科学省)	
《全国の事例》		
3	事例集・全国の取組紹介 部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を紹介 (スポーツ庁)	
《関係会議》		
4	地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 (スポーツ庁)	
5	部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議(第6回) 配付資料【資料2】費用負担の在り方等について (令和7年9月26日 スポーツ庁)	
《学習指導要領》		
6	部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について (令和6年12月 スポーツ庁)	
《関係法令》		
7	スポーツ基本法 (令和7年度改正 スポーツ庁)	
8	子ども性暴力防止法 (令和8年12月25日施行予定)	
《ガイドブック・関連研究》		
9	NO! スポハラ活動 (公益財団法人日本スポーツ協会)	
10	運動部活動での指導のガイドライン (平成25年5月文部科学省)	

1 1	運動部活動用指導の手引き（スポーツ庁）	
1 2	障害のある方へのスポーツ指導・関わり方入門ハンドブック（スポーツ庁）	
1 3	「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（公益財団法人日本スポーツ協会）	
1 4	「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）	
1 5	「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（厚生労働省）	

